

## 「市政懇談会」 ご意見への回答を補足します

8月10日(木)発行の、「広報かさま お知らせ版 第34号」6ページ、市政懇談会のご意見に対する回答について、次のとおり補足します。

### 税金の督促状について

#### <質問>

7月19日に市県民税を納めましたが、本日、7月20日付けの督促状が届きました。不愉快な思いもしますし、郵送料も無駄だと思います。

#### <回答>

合併による事務の調整などにより、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。来年度以降は、十分に注意してまいります。

#### <補足>

地方税法第329条には、「納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。(抜粋)」とあります。

督促状を発送する際には細心の注意を払っておりますが、今回のように数日の違いで督促状が届いてしまうという行き違いの場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。また、納期限内の納付にご協力くださいますよう、併せてお願いいたします。

問合せ先／秘書課 TEL内線225

## フリーマーケット開催のお知らせ

家庭で眠っている日用品や衣類など、使わなくなったものをもう一度生かしてみませんか？ 売るのも買うのも、見るのも楽しいフリーマーケットに気軽に参加してください。野菜の販売出店も歓迎します。

日時／9月9日(土) 午前8時～正午

※雨天のときは10日(日)に延期

場所／友部公民館前広場

出店方法／当日午前8時から受け付けます。

※小中学生は保護者同伴のこと。

※業者の方の出店はお断りします。

出店料／一区画あたり500円

問合せ先／友部ごみを考える会 菊地

TEL0296-77-5028 (午後6時以降)



## 児童手当の申請はお済みですか？

平成18年4月1日から、児童手当の支給対象年齢が小学6年生まで拡大され、所得制限額も引き上げられました。

児童手当は、申請した月の翌月分からの支給になりますが、今回の改正に伴う申請については、9月中に受け付けたもの限り、4月分からさかのぼって支給しますので、請求漏れのある人は早めに申請してください。申請に必要な物／印鑑、請求者(保護者)名義の銀行口座の分かるもの(郵便局不可)、健康保険被保険者証の写し

申請・問合せ先／子ども福祉課 TEL内線162

笠間支所 福祉課 TEL内線72161

岩間支所 福祉課 TEL内線73171

## 「グリーン管理(植木せん定)技能講習会」の受講生募集

期日／9月11日(月)～15日(金) 午前9時～午後4時

会場／笠間市シルバー人材センター(笠間市笠間1565)ほか

受講資格／55歳から64歳で、就職・就業を希望する人

定員／25人(全日程出席可能な人) ◇受講無料

申込方法／シルバー人材センター備付けの申込み用紙に、必要事項を記入の上、提出してください。

申込期間／8月22日(火)～9月1日(金) 午前8時30分～午後5時

申込み・問合せ先／(社)笠間市シルバー人材センター TEL0296-73-0373



## 「特設無料人権相談所」を開設

期日・会場／①9月14日(木) 岩間保健センター

②9月20日(水) 友部社会福祉会館

開設時間／午前10時～午後3時 ◇相談無料

相談内容／☆いじめ・体罰、地域・女性・外国人などの差別問題

☆家庭内(夫婦・親子・相続など)の問題

☆金銭貸借、借地借家、近隣のもめごと など

相談員／人権擁護委員・法務局職員 ※秘密厳守

問合せ先／水戸人権擁護委員協議会 水戸地方法務局 TEL029-227-9919